

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	第1章 3. 計画期間	必要に応じて見直しを行うという事であるが、そもそも地下水の問題は数十年単位で管理すべきものであり、100年先を見たあるべき姿に対して、5年先をどう管理するか。という視点が必要である。まさかとは思うが、環境が悪化するため、基準を下方修正するなどあってはならないことを前提として頂きたい。理想は、60年前の湧水量にいかに近づけていくかであり、間違っても低下してはならない。	本プランでは、企業進出や開発に伴う農地の減少等、現在の土地利用の状況が一定程度変化することは避けられない中、地下水の質と量を守り、良好な状態で次世代へ確実に継承することを目標としています。 江津湖等の湧水量は、地下水量保全の取組の効果を把握するために、地下水量を測るバロメーターの一つとなっており、今後も引き続き、湧水量に繋がる地下水量の保全に取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
2	第2章 4 地下水及び公共用水域の水質保全(P10)	地下水汚染の原因究明とその対策には、技術が必要であるため、必要な研究開発を後押しするような施策をさらに推進して欲しい。	国による地下水汚染対策の実証事業や調査・研究などの情報を収集するとともに、実証事業に参加するなど連携した取組を推進してまいります。	対応3 (説明・理解)
3	第2章 4 地下水及び公共用水域の水質保全(P15)	PFAS、PFOSの他、化学物質のモニタリングを行っているが、水質監視を強化しても、基準の設定や基準を超えた場合の対応について、法律の枠に捉われず、予防の原則に基づき、その進捗を市民に知らしめて欲しい。	熊本県において予防的観点から企業への働きかけが行われております。また、その結果については、県のホームページで公表されています。 引き続き熊本県と連携しながら予防的観点を踏まえて取組を進めてまいります。	対応3 (説明・理解)
4	第2章 4 地下水量保全対策(P17)	調査に必要な機器の保守や更新は重要な観点であり、コストパフォーマンスを最適化して経費を抑えるようにして欲しい。頭ごなしに削減しては、保守がままならなくなるため、人材の育成を含めて、十分な予算を確保頂きたい。	今後、コスト削減が期待できる新たな機器に計画的に更新していく予定です。 人材の育成につきましては、今後事業に取り組む中での参考とさせていただきます。	対応4 (事業参考)
5	第2章 4 地下水量保全対策(P19)	ニホンカモシカは、国の特別天然記念物であり、繁殖していることは喜ばしいことであるが、ゾーニングを行うなど、新たな植樹等、施策を講じて欲しい。	新規造林は、西原村と締結した協定に基づき、西原村所有地の限られたエリアで行うこととしています。幼齢木は、ニホンジカ等による食害を受けやすいことから、単木でネット等を設置することとしています。	対応3 (説明・理解)
6	第3章 3 水量関連(P38～40)	昨今の水道管の劣化が心配である。水道関係部門とも連携して進めて欲しい。	本市上下水道局では、水道管路の劣化等による漏水を早期発見・修繕するため、年1,600kmの漏水調査を行うとともに、水道管路の更新についても計画的に進めています。 今後も水道水源である地下水を保全するため、関係部署と連携して取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
7	第3章 3 水量関連(P38～40)	人口減少を前提としているが、人口の推移についても監視し、目標を達成しそうにない場合の対策も想定しておいて欲しい。 また、節水効果もある一定の量に定着していくはずなので、それらを踏まえた長期計画として欲しい。	本プランに位置付けた各事業の実施状況を把握し、目標の達成に向けて適切に進捗管理を行います。 目標の達成が困難な場合は、原因の分析を行い、必要に応じて施策の見直しを行うことで、計画の実効性を確保してまいります。 また、人口減少や土地の利用状況など社会環境の変化に応じて計画を見直していくことが重要であることから、本プランは5年を一つの計画期間として設定しております。 今後も、状況の変化を踏まえながら、より実効性の高い計画となるよう取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
8	第4章 基本方針1 基本施策(2)	堆肥センターからの汚水の漏れがないよう、下流域の監視体制も敷いておいて欲しい。 万一、漏れを検知した場合に、迅速な対応が取れるよう、日頃のリスク管理とその体制がきちんとあるかも監視できる体制として欲しい。	東部堆肥センターは、職員が定期的に施設の点検を行っており、汚水の外部漏洩など施設の異常がないか監視する体制を整えています。	対応3 (説明・理解)
9	第4章 基本方針1 基本施策(2) 基本施策(3)	水質保全で、硝酸性窒素や有機フッ素化合物対策の推進は市民に分かり易く定期的に説明、表示すべきである。 その為には、市電やバス停に表示板を作成し、周知する。	水質保全の取組については、ホームページやSNSを活用して定期的に発信しています。 今後も多くの市民に本市の取組をご理解いただけるよう、広報・啓発方法を工夫してまいります。	対応4 (事業参考)

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
10	第4章 基本方針1 基本施策(3) 基本施策(4)	効果の確認の評価基準を明確に提示して欲しい。 また、濃度を計測しているが、濃度が薄くても量が多ければ、海への影響も長年にうちに蓄積されてくるはずなので、そうした観点からもモニタリングを行って欲しい。 例えば、定期的に、海底の汚泥の汚染度をモニタリングするなど。	熊本県の環境モニタリング委員会でリスク評価が行われており、その結果は県のホームページで公表されています。 本委員会の意見を踏まえながら、引き続き県と連携し、効果的なモニタリングを行ってまいります。	対応3 (説明・理解)
11	第4章 基本方針2 基本施策(1)	P45 では、『白川等の上流域で新規造林を進めていくことはもとより、近年、一部の幼齢木で生育不良や獣害被害等が見られるようになってきているため、効果的なかん養機能発揮のためには、獣害対策及び補植を含む適切な保育管理を進める必要があります。』と記載されているが、なぜ適切な保育管理が水源かん養機能の発揮に必要であるのか、その理由についての記載が見られない。 また、P47 の水源かん養林整備の記述においても、間伐等の適切な保育管理が必要である理由についての説明が不足している。 手入れ不足の水源かん養林では、樹冠が過密となることにより降雨の樹冠遮断や蒸発が増加するとともに、葉量の増加により土壌中の水分を吸収して蒸発散する量も多くなる。その結果、下層土壌への浸透量が減少し、水源かん養機能の低下を招くおそれがある。 このため、水源かん養機能を持続的に発揮させる観点から、適切な間伐等の保育管理を推進する必要性について、その理由を明示した記載を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、素案を次のとおり修正します。 なお、説明の内容については他の項目とのバランスを図り、P45で理由を追加し、P47で間伐等の施業名を追加しました。 P45 基本方針2 地下水量の保全 基本施策(1) 更なる地下水かん養の推進 「近年、一部の幼齢木で生育不良や獣害被害等が見られるようになってきているため、効果的なかん養機能発揮のためには、獣害対策及び補植を含む適切な保育管理を進める必要があります。」 ↓ 「近年では一部の幼齢木で生育不良や獣害被害等が見受けられます。また、手入れ不足の森林では、樹木が過密となることでお互いの成長を阻害し、形質不良になるほか、日光が地表に届かず、下層植生が消失することで、降雨時に森林土壌が流出しやすくなるなど、森林の持つ水源かん養機能の低下を招くおそれがあります。そのため、効果的なかん養機能発揮のためには、新規造林とともに、獣害対策及び補植を含む適切な保育管理を進める必要があります。」 P47 ■水源かん養林整備 「西原村における新規造林を計画的に進めるとともに、シカ・ウサギ等による獣害対策及び補植を含む適切な保育管理を進めます」 ↓ 「西原村における新規造林を計画的に進めるとともに、下草刈り、除伐、間伐のほか、シカ・ウサギ等による獣害への対策や補植等、適切な保育管理に取り組みます。」	対応1 (補足修正)
12	第4章 基本方針2 基本施策(1)	地下水涵養田等には、市民に分かり易く、該当田に表示板を建てる。	白川中流域水田湛水事業では、取組主体である水循環型営農推進協議会から協力農家に立札を配布し、現地に設置していただく仕組みとなっています。	対応3 (説明・理解)
13	第4章 基本方針2 基本施策(1)	森林保全活動においては、メガソーラー等の森林開発との兼ねいも考慮して保全活動として欲しい。	森林保全活動の広がりには、無秩序な開発を抑制する効果も期待されることから、森林が持つ地下水涵養機能や保全の重要性について発信する際の参考とさせていただきます。	対応4 (事業参考)
14	第4章 基本方針2 基本施策(2)	雨水利用の推進には、装置設置に関する行政からの補助制度を構築し、市民が理解し、参加しやすく工夫する。	素案P47「■雨水浸透施設の設置促進」、P50「■雨水貯留施設補助制度」に記載しておりますとおり、雨水浸透樹設置補助金や雨水貯留施設補助制度を設けております。 今後も制度の広報・啓発を強化し、設置を促進してまいります。	対応2 (既記載)
15	第4章 基本方針3 基本施策(1)	市民が集まりやすい場所に、地下水センターを設立する。 森の都、水の郷、学問の府と内外で評価されている熊本のイメージを市民や観光客等が理解、認識をさらに深める。	熊本市民の共有財産である地下水とその地下水をすべての水源とする水道、水環境を守る下水道について、広く関心を持っていただくための体験学習の場として、八景水谷公園(熊本市北区)内に「熊本市水の科学館」を設置しています。 地下水への理解促進や認知度向上は重要であると認識しており、今後も既存施設を活用した広報に加え、ホームページやSNS、パンフレットなどの広報媒体、イベント等を通じて、引き続き情報発信に努めてまいります。	対応3 (説明・理解)
16	第4章 基本方針3 基本施策(1)	白川や緑川の橋等の欄干に、水に関する歴史や地下水などの情報を定期的に表示して、通行する市民に理解させやすく工夫する。	橋の欄干は安全性や景観への配慮が求められることから、揭示物の設置については慎重な検討が必要になります。 一方で、地下水に関する理解促進は重要であるため、各種広報媒体やイベント等を通じて、引き続き市民等への情報発信に努めてまいります。	対応3 (説明・理解)

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
17	第4章 基本方針3 基本施策(1)	地下水と名水池の関係や関りを水道への利用の観点より、市民向けに分かり易く、市電やバス停などに説明、掲示する。	地下水保全の意識高揚を図るためには、阿蘇外輪山に降った雨や水田から浸透した水が地下水となり、熊本市内に流れ、湧水として現れるという水循環について、理解を深めていただくことが重要であると認識しております。いただいたご提案は、今後の広報手段を検討する際の参考とさせていただきます。	対応4 (事業参考)
18	第4章 基本方針3 基本施策(2)	湧水地周辺は、地域のボランティアの方々が清掃作業などをされて、景観の維持・改善に努めている。市としてもこのような活動をボランティアに任せっぱなしにするのではなく、現場の問題点や意見を吸い上げて、より良い、より効率的、効果的な成果がだせるよう、そうしたボランティアの支援も行っていって欲しい。	地域で管理されている湧水地については、地域の方々に景観の維持等に努めていただいております。本市では、このような湧水地を「水遺産」として登録し、改修・保全に対する補助金の交付等を通じて地域の取組を支援しています。今後も地域の方々のご意見を伺いながら、より良い保全につながるよう取り組んでまいります。	対応3 (説明・理解)
19	第4章 基本方針3 基本施策(2)	昨今、外国資本により土地買収される(水源が買われる)という噂も耳にする。そうした観点からも、湧水地、及びその周辺の環境維持においても注視して頂きたい。	今後の地下水を取り巻く社会情勢の変化を注視してまいります。	対応5 (その他)
20	第4章 基本方針3 基本施策(3)	市民と行政との毎月、定期的にワークショップ等を催して、熊本の水道が何故、地下水なのか、その長短についての理解を深める。	素案P55記載の「■出前講座」において、企業や学校等を対象に、定期的に熊本の地下水の仕組み等についての講座を実施し、地下水への関心を高め、将来にわたり地下水保全へ取り組んでいただけるよう意識の醸成を図っています。ご意見につきましては、出前講座の実施手法を検討する際の参考とさせていただきます。	対応4 (事業参考)
21	第4章 基本方針3 基本施策(4)	江津湖の活用を工夫する。現在の夏の花火大会だけでなく、市民主体のポートや、カヌーなどのスポーツ大会や水祭り等を催すことで、市民が自ずと水の郷の熊本を体験できるように工夫する。	江津湖の利活用については、水前寺江津湖公園の利活用と自然環境の保全の今後の方向性を示す「水前寺江津湖公園利活用・保全計画」において検討しています。本プランは、同計画と整合を図りながら、江津湖の自然環境の保全につながる地下水の量や質の保全等を推進してまいります。	対応3 (説明・理解)
22	第5章 1. プランの推進	TSMCに関する地下水取水と処理水排水の諸問題に関しては、県とも連携を深めて対応して欲しい。	ご意見に関する取組については、素案P15「○半導体関連企業等の進出に伴う水質監視強化」、P44「基本施策(4)半導体関連企業等の進出に伴う水質監視の強化」、P52「基本施策(4)地下水位観測 ■地下水位の情報発信」にも記載しております。半導体関連企業等の進出に伴う地下水量・水質に関する懸念につきましては、熊本県をはじめ関係機関と連携を深め、その影響を注視しながら、引き続き対応してまいります。	対応2 (既記載)